

2016年9月16日

## 同性パートナーの死亡保険金受取人指定に関する取り扱いを開始

アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社、日本における代表者・社長：山内 裕司）は、2016年9月20日より死亡保険金受取人<sup>\*1</sup>の指定範囲を拡大し、新たに「同性パートナー<sup>\*2</sup>」を受取人に指定できる取り扱いを開始します。

当社では、死亡保険金受取人について、配偶者または二親等内の親族をご指定いただくことを原則としていますが、これまでも所定の条件を満たした場合には、事実婚（内縁関係）の妻・夫等のご指定にも対応してまいりました。

この度、これに加えて同性パートナーも死亡保険金受取人に指定いただけるよう取り扱いを変更します。同性パートナーを受取人に指定するご契約については、自治体が発行する「パートナーシップ証明書」の写しを提出していただくことにより、お手続きいただけます<sup>\*3</sup>。

なお、パートナーシップ証明書の提出がなくても、所定の条件を満たせば、受取人にご指定いただくことが可能です。

当社は、多くの方々の「生きる」を創る保険会社として、社会における課題の解決と持続的な成長をめざし、社会と共有できる価値の創造（CSV\*経営）に努めていきます。

\*Creating Shared Value

\*1： 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人、介護年金受取人、介護一時金受取人を含みます。

\*2： 男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方を「同性パートナー」と表記しています。

\*3： 保険の加入については、お客様の健康状態の告知や診査の結果等により、お引き受けできない場合があります。